

三海域の取り組み

	瀬戸内	東京湾	有明海
これまでの経緯	<p>高度経済成長時期に瀬戸内海では、埋め立て、工場排水、生活排水などにより環境が悪化。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S44 瀬戸内海沿岸の自治体で「瀬戸内海をきれいにする協議会」を設置。</li> <li>・S46 「瀬戸内海環境保全知事市長会議」(以降知事・市長会議)を発足。国も「環境庁」、「瀬戸内海環境保全対策推進会議」を設置。</li> </ul> <p>しかし水質汚染、赤潮などにより漁業被害が続出し、一時は、瀬戸内海は「瀕死の海」といわれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S48 議員立法で「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を制定。(S53 瀬戸内海環境保全特別措置法に恒久法化)</li> </ul> <p>この法律の周知と環境保全意識の高揚を図るための団体の必要性が高まり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S52 「社団法人瀬戸内海環境保全協会」(以降環境保全協会)設立 (H25 公益社団法人)</li> </ul> <p>S62 チェサピーク湾水質汚濁対策研究チーム来日、世界各地で閉鎖性海域の環境問題に取り組んでいる者の交流について議論。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H2 第1回エメックス会議を神戸で開催。瀬戸内海宣言に「瀬戸内海研究会議」(以降研究会議)設立を明示。知事・市長会議、環境保全協会において研究会議の設立が承認される。</li> <li>・H4 「瀬戸内海研究会議」設立 (H25 NPO 法人)</li> <li>・H6 「国際エメックスセンター」環境保全協会内に設置 (H12 公益財団法人)</li> </ul>	<p>H13 内閣官房「都市再生本部」で決定された都市再生プロジェクト(第三次決定)「海の再生」を受け関係省庁、関係地方公共団体が連携して東京湾において推進するための協議機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H14 「東京湾再生推進会議」(以降推進会議)を設置。</li> <li>・H15 「東京湾再生のための行動計画(第一期)」(以降第一期行動計画)を策定(推進会議)。</li> </ul> <p>関東地方整備局は、第一期行動計画を上位計画として主体的にすすめる東京湾水環境再生・創出のための様々な施策を推進するため</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H18 「東京湾水環境再生計画(案)」を作成。「東京湾の環境」と「東京湾と人のかかわり」の現状と課題の理解と課題解決に向けた行動の輪を広げる事を目的として</li> <li>・H20 「東京湾の環境をよくするために行動する会」が発足(任意団体)。</li> </ul> <p>第一期行動計画の期末評価を受け、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H25 「東京湾再生のための行動計画(第二期)」を策定。</li> </ul> <p>公的な組織の活動には限界があることから、官民一体となり、東京湾の環境再生やシンボルとしての「江戸前」再興に向け、英知を結集し連携や協働を行い、関係者の多様な意見を尊重し提案する事を目的として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H25 「東京湾再生官民連携フォーラム」(以降フォーラム)が発足(任意団体)。</li> </ul>	<p>他の海域と同様、S55 年をピークに漁獲量が減少。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H9 諫早干拓事業の工事を契機に反対運動が先鋭化。</li> <li>・H12 海苔の色落ちを契機に有明海問題が社会問題化。国民の貴重な財産である有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的として、</li> <li>・H14 「有明海・八代海再生特別措置法」(以下特措法)を施行。特措法に基づき環境省内に</li> <li>・H15 「有明海・八代海総合調査評価委員会」を設置</li> </ul> <p>国は中長期開門調査を実施しない代わりに有明海漁場環境改善に尽力する目的で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H17 「有明海漁場環境改善連絡協議会」を設置。</li> <li>・H17 NPO 法人有明海再生機構を設立。</li> <li>・H22 司法の場で諫早干拓潮受け堤防開門調査が確定。</li> <li>・H25 国は開門調査実施できず、司法の場での争いが継続、混迷化している。</li> <li>・H26 「有明海漁場環境改善連絡協議会」内に知事レベル合会の開催を佐賀県知事が提案、承認される。</li> </ul>
組織の取り組み	<p>①国の機関 環境省 国土交通省(中国地方整備局)、水産庁(漁港漁場整備部)</p> <p>②瀬戸内海環境保全知事・市長会議(13府県、7政令指定都市、15中核市) 広域的な相互協力によって瀬戸内海の環境保全を図るとともに人間性豊かな生活ゾーンを実現することを目的とし、瀬戸内海の環境保全及び快適な生活環境創造のための基本施策の推進、国に対する建議及び要望活動等を行っている。</p> <p>③公益社団法人瀬戸内海環境保全協会 瀬戸内海環境保全特別措置法の周知と瀬戸内海の環境保全、環境創造を図るため、瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚、調査研究、情報の収集と提供などの事業を行っている。</p> <p>④NPO 法人瀬戸内海研究者会議 瀬戸内海の総合的な環境の保全と適正な利用等に関する調査研究を行うとともに、その成果を活用して広く普及・教育、提言を行い、さらに国内外の先進事例等の情報発信や技術の交流を通じて、研究者、住民、行政、事業者等の多様な主体が連携し、自然の営みと人の営みが融合した美しく豊かな瀬戸内海の実現に向けた活動を行っている。その他、環境保全協会が行う事業への助言、支援など</p> <p>⑤公益財団法人国際エメックスセンター 行政、研究者、事業者、市民等の各主体間の有機的ネットワークを構築し、国際的かつ学際的な交流を推進するとともに、調査研究及び研修の実施並びに活動に対する支援等の事業を行い、閉鎖性海域の環境の保全・創造及び多様な自然と人間が共生する持続的発展が可能な社会の構築に向けた活動を行っている。</p> 	<p>①東京湾再生推進会議 (内閣府参事官、国土交通省、海上保安庁、農林水産省、環境省、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市) 東京湾再生のための行動計画に基づく取組： ・陸域からの汚濁負荷削減対策・海域における環境改善対策・東京湾の環境モニタリング</p> <p>②東京湾再生官民連携フォーラム フォーラムは、東京湾の環境再生に意欲を持つ多様な人々が有するあらゆる英知を結集し、連携や協働を行うこと、また、それらの活動を通して生み出される東京湾再生に向けた総意をとりまとめ、「東京湾再生推進会議」へ提案すること等の役割を担う目的で設立、東京湾再生の取組に対する政策提案、プロジェクトチーム(東京湾大感謝祭PT、江戸前ブランド育成PT、東京湾環境のモニタリング推進PT、生き物生息場づくりPT、東京湾パブリック・アクセスPT、東京湾での海水浴復活の方策検討PT、東京湾再生のための行動計画の指標活用PT、東京湾浅瀬再生実験PT、東京湾の窓PT)、企業/NPOの交流会、見学会、アンバサダー等。</p> <p>③東京湾の環境をよくするために行動する会 「東京湾の環境」と「東京湾と人のかかわり」の現状と課題を知り、問題解決の必要性や意義についての共鳴・共感の輪がひろがり、自ら行動していく人の輪がひろがることを目指し設立 ・多様な主体の協働による「東京湾の環境再生の促進」「東京湾と人々のつながりの深化」 ・東京湾を大切にし、東京湾からの恵みに感謝し楽しむ新しい文化の発展(「東京湾文化の発展」)</p>  <p>国自治体(東京湾再生推進会議)関与事務局 (一財)みなと総合研究財団</p>	<p>①有明海・八代海総合調査評価委員会(環境省、学識経験者) 国及び関係県の調査結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うこと及びこれらの事項に関して主務大臣等に意見を述べることを目的として設置。 H18、H29 評価委員会報告書を取りまとめた。</p> <p>②有明海漁場環境改善連絡協議会 (九州農政局、水産庁、西海区水産研究所、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、4県漁協) 有明海の環境変化の原因究明に資する調査並びに漁場環境の改善に資する調査及び現地実証、について意見交換を行い、有明海再生への道筋を明らかにする。また、有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等有明4県が協調した具体的な取組の推進を通じて、有明海の再生に資することを目的として設置。</p> <p>③NPO 法人有明海再生機構 大学の研究者を中心として、これまで蓄積した科学的知見や有明海問題に取り組んだ経験をもとに有明海問題を多角的かつ総合的にとらえ、有明海再生・創生にかかわる「体制整備」「調査研究」「NPO 等活動」等各種活動支援するため事業を行い、有明海再生・創生に寄与することを目的として設立。H23 それ「有明海再生機構の中間とりまとめ」発行H25</p>